

職員の懲戒処分等について

令和4年5月25日
佐倉市総務部人事課

佐倉市は、地方公務員法及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、令和4年5月25日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いました。

記

処分内容等

(1) 当事者の処分等

被処分者は、令和2年度に国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、県を通じて国に翌債・繰越手続を行う必要があったため、令和3年度の支出見込額（繰越見込額）を報告したが、誤った金額を報告した。報告後も令和3年度の支出見込額や翌債の適否を確認する機会があったが、誤りを発見することができず、本市が令和3年度に翌債・繰越を行わない団体とされたことによって、令和3年度に交付金を充当して実施する予定だった事業経費約4億2,500万円を一般財源から充当することとなった。

- | | |
|---------|--|
| 1 被処分者 | こども支援部 副主幹（49歳） |
| 2 処分の内容 | 戒告 |
| 3 処分の理由 | 地方公務員法に定める以下の懲戒処分理由に該当するため
・信用失墜行為の禁止違反 |
| 4 処分年月日 | 令和4年5月25日 |

被措置者は、前任者が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和3年度の支出見込額を報告した後、当該支出見込額や翌債の適否を確認する機会があったが、誤りを発見することができなかった。

- | | |
|---------|--|
| 1 被措置者 | 企画政策部 副主幹（47歳） |
| 2 措置の内容 | 訓告 |
| 3 措置の理由 | 地方公務員法に定める以下の懲戒処分理由に該当するため
・信用失墜行為の禁止違反 |
| 4 措置年月日 | 令和4年5月25日 |

(2) 管理監督者の処分

被処分者は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、所属職員

が県を通じた国への翌債・繰越手続において誤った金額を報告したことで本市が令和3年度に翌債・繰越を行わない団体とされたことを未然に防ぐことができなかった。

- 1 被処分者 ①教育委員会 主査補（61歳）
②市民部 部長（57歳）
③企画政策部 課長（54歳）
- 2 処分の内容 ①減給10分の1（1か月）
②減給10分の1（1か月）
③減給10分の1（2か月）
- 3 処分の理由 地方公務員法に定める以下の懲戒処分理由に該当するため
・信用失墜行為の禁止違反
- 4 処分年月日 令和4年5月25日

（3）関係部局職員の処分

被処分者は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、担当課職員が県を通じた国への翌債・繰越手続において誤った金額を報告したことで本市が令和3年度に翌債・繰越を行わない団体とされたことを発見することができなかった。

- 1 被処分者 ①市民部 主査補（60歳）
②財政部 課長（52歳）
- 2 処分の内容 ①戒告
②戒告
- 3 処分の理由 地方公務員法に定める以下の懲戒処分理由に該当するため
・信用失墜行為の禁止違反
- 4 処分年月日 令和4年5月25日

その他

なお、市長及び副市長につきましては、以下のとおり給料を減額するための関係条例を令和4年6月定例会に提案する予定でございます。

- 市長 月額給料の額から10%を10か月減じる内容
副市長 月額給料の額から5%を10か月減じる内容